

介護サービスの提供における 不適正事例について

(指定取消等処分事例)

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

以下の事例は、介護サービス事業者等に対する指定取消処分事案の一例です。

それぞれの事例において、指定取消処分等の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

※令和元年度における指定取消等の行政処分等は、令和2年3月末時点で**53件**(各都道府県等からの通知による)となっています。

【事例1】

令和元年7月指定取消処分

訪問介護

具体的なサービス内容を記載するサービス提供記録を一部作成していない。訪問介護計画を変更せずに、計画に位置付けのないサービスを提供した。（運営基準違反）

実際には勤務していない訪問介護員が、サービス提供を行ったとする記録を作成した。利用者が不在にもかかわらず、訪問してサービスを提供したとする記録を作成し、介護給付費を請求し、受領した。（不正請求）

【事例2】

令和元年5月指定取消処分

通所介護

生活相談員として勤務する意思がない者を、生活相談員として配置すると虚偽の記載をし、介護保険事業所としての指定を受けた。（不正の手段による指定）

【事例3】

令和元年5月指定取消処分

訪問介護

事業所運営の実態が有料老人ホーム内にあり、有料老人ホーム入居者への訪問介護について、同一建物減算を適用すべきと認識していながら、減算をしていない。（不正請求）

2時間未満の間隔でサービスを提供したにもかかわらず、合算せずにそれぞれについて介護報酬を請求した。（不正請求）

【事例4】

令和元年11月指定取消処分

訪問介護

指定更新申請時に、退職している職員を配置していると記載し、指定を受けた。（不正の手段による指定）

更新後、人員基準違反と知りながら、サービス提供責任者を配置せず、訪問介護員等の人員が最低基準の常勤換算2.5人以上を満たさなかった。（人員基準違反）

人員基準違反と知りながら、介護報酬を請求し、受領した。（不正請求）

【事例5-1】

令和2年3月指定取消処分

訪問介護

身体拘束を行う際に十分な検討及び記録を行わないまま、有料老人ホームに居住する利用者に対し、居室外側の施錠、つなぎ服、ミトン、四肢をタオルでベッドに縛り付ける、ベッドの四方を壁や柵で囲う行為、薬を与えない又は他人に処方された抗精神薬を投与し動きを抑制する身体拘束を行った。

(人格尊重義務違反 (高齢者虐待))

【事例5-2】

令和2年3月指定取消処分

訪問介護

有料老人ホームに居住する利用者の郵便物及び携帯電話を本人に無断で預かり不当に孤立させる心理的虐待を行った。

また、居室から共有スペースに出ることを不当に制限するとともに、居室から出た利用者を怒鳴る心理的虐待を行った。

(人格尊重義務違反 (高齢者虐待))

おわりに

介護サービス事業者等は、介護保険法、関係令規及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。